

航空自衛隊広報ビデオの制作
評価手順書

2026年（令和8年）6月

航空自衛隊

1 総則

1.1 適用範囲

本書は、航空自衛隊広報ビデオの制作業務の調達に係る評価手順について規定する。

2 落札方式及び得点配分

2.1 落札方式

次の要件を全て満たす者のうち、2.2の総合評価点が最も高い者を落札者とする。

- a) 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- b) 応札資料作成要領の別表「技術評価項目一覧表」に記載される要件のうち、[評価区分]が[必須]とされる[提案要求項目]（以下「必須項目」という。）を全て満たしている（「必須項目」すべてが1点以上）こと。

2.2 得点配分

得点配分は、次のとおり。

$$\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{価格点}$$

$$\text{○技術点} = \text{基礎点} + \text{加点}$$

$$\text{○価格点} = \text{価格点の得点配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

技術点は、応札資料作成要領の別表「技術評価項目一覧表」の[提案要求項目]ごとに各評価者が採点した基礎点と加点を合算したものの平均点（小数点以下第3位を四捨五入）を算出し、その合計点から算出する。ただし、基礎点の対象となる要件が一つでも要求事項を満たしていない場合は、その応札者は不合格とする。

※基礎点・・・必須項目に設定される評価点

※加 点・・・「技術評価項目一覧表」に記載される要件のうち、[評価区分]が[任意]とされる[提案要求項目]に設定される評価点

※技術点の配分上限値は105点（基礎点：55点、加点：50点）

※価格点の配分上限値は50点

3 評価の手続き

3.1 技術評価

技術点により技術評価を行う。

（技術点の評価方法は、後述の「4 技術点の評価方法」を参照）

3.2 総合評価

「3.1 技術評価」を通過した応札者について、総合評価点を算出し、最も高い応札者を落札者とする。

4 技術点の評価方法

4.1 評価項目における得点配分

応札資料作成要領の別表「技術評価項目一覧表」のとおり。

4.2 基礎点評価

別添「技術評価基準表」に示す〔評価の観点〕に沿って行い、要件を満たしている場合は、4.1項に示す得点をその度合いに応じて配分し、一つでも要件を満たしていない場合（0点）は、不合格とする。

4.3 加点評価

別添「技術評価基準表」に示す〔評価の観点〕に沿って行い、要件を満たす度合いに応じて、4.1項に示す得点を上限とし、配分する。